

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致維持向上に関する課題

本市では、第1期の「伊賀市歴史的風致維持向上計画」に基づき、文化財建造物の保存修理や防災施設等の整備事業、歴史的建造物の修景事業や道路美装化事業など景観の向上に向けた取り組みを行ってきた。また、古民家再生事業やまち巡り拠点施設整備事業など、まちの賑わい創出に向けた事業、民俗文化財の保存継承に向けた支援などに取り組んできた。

その結果、まちの魅力や景観の向上、歴史的建造物の保存や伝統行事の維持継承に大きく寄与することができた。

一方で、急速に進行する人口減少により、歴史的建造物の保存や伝統文化に関わる担い手不足が深刻化しており、継承者の確保が課題となっている。

1-1 歴史的建造物の保存と活用に関する課題

本市には、室町時代にさかのぼる重要文化財建造物である観菩提寺本堂及び楼門をはじめ中世以来、近世から現代にかけての指定文化財や歴史的建造物が数多く所在している。特に上野城下町には、江戸時代の藩校や武家屋敷、寺社をはじめ、明治・大正・昭和の各時代の歴史的建造物が残されている。これらのうち、1期計画の取り組みにより保存修理を行うことができた建物もある。また、上野城下町区域では、平成21年（2009）に定めた伊賀市景観計画におい重点区域を設定し、町並みの保全に努めてきた。

しかし、上野城下町をはじめ、宿場町や農村部において歴史的建造物の調査・記録が十分ではないことや、経年劣化した歴史的建造物の保存修理が十分でないものがあることや、建造物の老朽化の進行と次世代への継承に向けた取り組みや情報の共有ができておらず、維持継承が困難となり、歴史的な景観を保つことが難しい状況となっている。歴史的な建造物であっても、空き家となり活用されない状態のものがある。これらの背景の一つには、歴史的建造物の価値について所有者への説明が十分でない場合もある。

歴史的建造物の活用、とりわけ古民家の活用については、ホテルとして活用する取り組みが図られたが、ホテルだけの活用では限界があり、誘客促進等の事業と関連付けた新たな古民家活用事業者の誘致が課題となっている。

1-2 歴史的景観の保全に関する課題

本市は、上野城下町や宿場町は、町家の佇まいがのこる景観である一方で、

農村部では里山や田園風景が広がる自然豊かな景観となっている。

上野城下町では、空き地や駐車場化等により、町家建築の街路に面した部分の景観の統一性や、壁面線の連続性が分断され、城下町としての趣が失われつつある。また、上野城下町だけでなく、歴史的景観の基本となる指定・登録の文化財や歴史的建造物の所有者は、維持管理や継承に不安を持っている。

なお、上野城下町区域については、平成 29 年(2017)、日本イコモス国内委員会により伊賀上野城下町の文化的景観～旧城下町の都市景観にあわせた近代建築群の代表例」として「日本の 20 世紀遺産 20 選」の 1 つに選定された。地域の付加価値を高めるためにも、かつての城下町の景観と併せて近現代建築の評価と保存が課題である。

1-3 伝統文化の継承と市民の歴史文化への理解に関する課題

本市は、ユネスコの無形文化遺産に登録されている上野天神祭のダンジリ行事、勝手神社の神事踊をはじめ、民俗文化財であるかっこ踊りや獅子舞など、さまざまな伝統行事が数多く残されている。これら伝統文化については、地域の住民が主体となって継承に努めてきた。

しかし、地域における人口減少を主な要因として、伝統的な文化や行事が中断されるなど、継承することが立ち行かない状況となっている。伝統文化の維持に対する負担の増大とともに、地域社会の再生産が困難となっている。また、身近な歴史や文化は、価値のあるものであっても評価される機会が少ないため、大切なものであると理解が進まない傾向にある。地域の歴史と文化は、適切な評価と価値の啓発が課題となっている。

1-4 文化財の活用と機会の提供に関する課題

本市には多くの指定文化財や遺跡があるが、仏像彫刻や絵画などの美術工芸品を広く公開し、観覧する施設がない。また、さまざまな資料を調査・研究し、その価値を伝える専門性を持った人材の確保が今後も必要である。

上野天神祭やかっこ踊りなどの各地域の祭礼や伊賀焼・伊賀組紐といった伝統技術などの伝統文化に触れることのできる機会の創出に努めているが、歴史的建造物や史跡について、その価値を知る機会の提供が十分とはいえないのが現状である。

1-5 歴史的風致を活用した観光促進・情報発信に関する課題

上野城下町区域では、上野公園への来訪者を城下町へ誘導するため、忍者体験施設「万川集海」の整備や道路美装化等により回遊する仕組みづくりに取り組み、徐々に成果が現れつつあるが、散策ルートの設定や誘導サインの撤去や新設、更新といった整理、情報発信などの取り組みが今後も引き続き重要となっている。

また、本市を訪れようとする観光客に対して、紙媒体によるパンフレットのほか、インターネット、SNSを活用した情報の提供にも取り組んでいる。しかし、SNSを活用した情報提供は、情報を更新する頻度が重要となる。情報の更新に留意しながら発信に努める必要がある。

2 既存（上位・関連）計画

2-1 伊賀市総合計画

令和7年（2025）10月策定

2025年（令和7）10月に策定した「第3次伊賀市総合計画」では、令和10年（2028）度までの概ね4年間の市の将来像とまちづくりの基本理念、必要なまちづくり政策を示す基本構想をまとめ、歴史まちづくりは、「歴史・文化遺産」の項目において位置づけられている。その要旨は以下のとおりである。

【施策が目指す姿】

歴史や文化遺産を未来へと引き継ぐ。

【目的】

歴史的資産により、まちに付加価値を与え、歴史的資産を継承すると同時に市の魅力向上に寄与する。

【現状と課題】

伊賀市の文化財や歴史的特性をまちづくりに活かすため、歴史的風致維持向上計画を策定し、上野城下町、観菩提寺と大和街道島ヶ原宿、大村神社と初瀬街道阿保宿を重点区域として歴史的資産を活用したまちづくりの事業を進めている。

重点区域において、高齢化や人口減少により、伝統行事の継承が困難となっている。また、区域内の空き家や空き地が増加し、歴史的景観の維持が困難となっている。伊賀市の魅力を発信し、賑わいを創出するため、この計画に沿って歴史的、文化的遺産を活用したまちづくりを推進する必要がある。

【具体的な取り組み】

重点区域において、歴史的風致形成建造物の指定や修景助成、まち巡りの拠点

の整備や古民家再生事業などを推進し、歴史的な風致の維持向上に努める。

2-2 伊賀市都市マスタープラン

令和3年(2021)12月策定

・計画期間 令和3年(2021)度～令和12年(2030)度 10年間

・伊賀市の将来都市像

「市民の安全安心な暮らしと地域力による内発的發展をめざす

『伊賀流多核連携型都市』

・都市づくりの目標と将来の都市の構造

目標1 都市の魅力継承と更なる向上

将来の都市構造 歴史・文化 ◆歴史・文化軸(旧街道と宿場)

◆歴史・文化拠点を中心とした歴史的風致

自然環境

◆伊賀盆地の風景 ◆川の風景

目標2 都市の拠点機能強化

将来像の都市構造 都市拠点の形成

◆広域的拠点(上野中心広域的拠点)

(上野中心広域的拠点:歴史・文化遺産を活用し、人が暮らし、賑わう、魅力あるコンパクトなまちづくりの拠点の形成を図る地区)

目標3 魅力的居住環境の確保

目標4 広域連携も含めた多様なつながりの実現

目標5 魅力的な働く場の確保

目標6 都市の安全・安心の向上

・都市づくり戦略方針 上野中心広域的拠点のまちづくり

◆伊賀上野城下町の文化的景観の継承と住み良さが共存する暮らしと文化的景観が紡ぐ交流拠点の形成

・都市整備の方針 景観・歴史まちづくりの方針

◆伊賀上野城下町ホテル等を活用した市街地整備

◆上野中心広域的拠点の路線は、城下町の姿を継承した新たな交通体系と一体的に見直しを検討

2-3 伊賀市景観計画

平成21年(2009)1月策定

・景観計画の区域 伊賀市全域

風景区域 山の風景区域・農の風景区域・城下町の風景区域・街の風景区域・ニュータウンの風景区域

- 風景軸 川の風景軸・街道の風景軸・名阪国道沿道の風景軸
- ・良好な景観形成に関する方針
 - 「伊賀盆地のふるさと風景づくり」
 - ・景観構造の将来像
 - 城下町の風景
 - ・町の記憶を継承するだんじりが映える町並み景観
 - 緑のリングと大盆地の風景
 - ・大盆地内から眺める美しい山並み景観
 - ・山地から眺める田園地域に浮かぶ城下町等のふるさと景観
 - 街道筋の風景
 - ・歴史的趣きが今なお感じられる宿場町景観
 - ・山、里、まち、川沿い等で異なった表情がみられる街道筋景観
 - 名阪国道沿道の風景
 - ・多くの来訪者が目にする伊賀らしい車窓からの景観
 - 川の風景
 - ・谷川、野川、市街地を流れる都市河川など多彩な表情がみられる河川景観
 - ヒューマンスケールの心地よい小盆地の風景
 - ・開放的で広がりある田園景観
 - ・なつかしさが感じられる里山と集落景観
 - ニュータウンの風景
 - ・美しいまちづくりを目指し計画的に形成された住宅地等の景観

2-4 伊賀市文化財保存活用地域計画 令和5年(2023)7月認定

- ・計画期間 令和5年(2023)度～令和14年(2032)度 10年間
- ・基本理念 「歴史文化の彩りを誇れるまち」
 - 基本方針1 歴史文化の彩りを知る～調査研究～
 - 取組内容 埋蔵文化財・歴史資料・歴史的建造物・民俗文化財・美術工芸品等の調査
 - 基本方針2 歴史文化の彩りをつなぐ～保存管理～
 - 取組内容 文化財の新規指定、登録・有形文化財の保存修理、民俗文化財の保存継承事業史跡の保存整備と環境整備の推進等
 - 基本方針3 歴史文化の彩を伝える ～普及啓発～

- 取組内容 文化財看板の設置文化財パンフレットの作成、学校教育との連携、SNS・インターネットを活用した発信等
- 基本方針4 歴史文化の彩りを楽しむ ～活用～
- 取組内容 文化財を見る機会の充実民俗文化財への参加・体験文化財施設等における各種展覧会等の開催等
- 防災・防犯の基本方針 文化財の防犯・防災対策を着実に進める。
- 取組内容 文化財防災設備の点検及び訓練 文化財防火訓練等

2-5 伊賀市観光振興ビジョン

令和4年(2022)8月策定

- ・目指す姿のイメージ 「伊賀流の熱量人口をハグクみたい」
伊賀市に関わるすべての人達の「熱い想い」を育み次世代へつなげる
シンボル：伊賀流忍者 伊賀上野城 城下町風情 芭蕉・俳句 伊賀焼
組紐
独自性：世界に誇れる伊賀市にしかない地域資源 持続させてきた伝統 不易流行
機能：地元の人を楽しめる生活の延長に他者と交流できる 伝統と革新の化学反応 それを楽しめるまち
ターゲット：市民こそ地域を自慢・発信したくなる まちの10年後を担う子供達が今のまちづくりに関わる
- ・目指す姿の実現に向けて必要なプロセス
 - ①地域住民、地域事業者による地域が受け継いだ身近にある地域資源への理解
 - ②地域資源を生かした豊かな生活の体現【個の活動】
 - ③【個の活動】の発展と拡張
- ・必要な視点
 - ①不易流行
 - ②旅住包摂
- ・2025年大阪・関西万博に向けての具体的取り組み
にぎわい忍者回廊整備（忍者体験施設等整備）事業
- ・2025年までに優先的に取り組むテーマ
「Beyond2025プロジェクト」 展開事業
Project MIRAIGA NINJA EXPERIENCE 伊賀ぶら 伊賀流 教育旅行
城下町テーマパーク 未来の山づくり伊賀流SDGs など

2-6 第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画 令和7年(2025)3月認定

- ・計画期間 令和7年(2025)度～令和12年(2030)度 5年間
- ・テーマ **「城下町伊賀上野の文化・風土を市民で守り、
次世代につなげ、新たなにぎわいを創出する」**
- ・基本方針
 - ①多世代が交流する便利で住みよいまちづくり
計画事業業(個別事業)
 - ・まちなか空き家居住支援事業
 - ・伊賀市空き家対策総合支援事業
 - ・移住コンシェルジュ事業
 - ・子育て支援事業
 - ・伊賀市合併処理浄化槽設置整備事業
 - ・町家等修理修景事業及び助成事業
 - ②回遊したくなるまちなかの魅力づくり
計画事業業(個別事業)
 - ・旧上野市庁舎運営活用事業
 - ・交流型図書館運営活用事業
 - ・忍者体験施設運営活用事業
 - ・にぎわい忍者回廊エリアマネジメント事業
 - ③伊賀の強みを誇りとして継承するまちづくり
計画事業業(個別事業)
 - ・交流型図書館運営活用事業
 - ・忍者体験施設運営活用事業
 - ・にぎわい忍者回廊エリアマネジメント事業
 - ・芭蕉翁関連施設運営活用事業
 - ・文化振興事業(史跡旧崇広堂・赤井家住宅、入交家住宅の運営活用)
 - ・ユネスコ無形文化遺産・上野天神祭のダンジリ行事開催事業

2-7 第2次伊賀市空き家対策計画 令和3年(2021)4月策定

- ・計画期間 令和3年(2021)度～令和7年(2025)度 5年間
- ・基本理念 **「住み良さを実感し、安心して暮らせる 住生活の実現
～安心 安全な暮らしを実現できる しゅくみづくり～」**
- ・計画の目標と体系

重点目標 3 古民家等再生活用事業の推進

重点施策 4 継続的なまちづくりの推進

重点取組施策 1 古民家等再生活用指針の推進

古民家等再生活用指針に基づき、空き家となった歴史的資源である古民家等を再生活用し、長期的な視点で街の賑わいと観光・産業振興に取り組む。

重点取組施策 2 伊賀上野城下町の面としての開発

伊賀上野城下町をモデル地域と定め、重点的に取り組む。まち全体が「歴史的資源を活用した観光まちづくり」の意識を醸成するとともに、まち全体に利益を還元できる仕組みなど検討し、関係機関・団体等と連携・協働して取り組む。

重点取組施策 3 古民家等再生活用指針に取り組む民間事業者への支援

古民家等をホテルやレストラン、ギャラリーなどに再生するための改修費用の減価償却には数年を要する。歴史的資源の古民家等を活用した観光まちづくりを長期的な展望のもと進めるため、10年以上運営することを条件に、改修費に対する支援を第1次計画に続き、継続して取り組む。

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の歴史的風致は、歴史上の各時代の歴史的建造物で構成されるまちなみに代表される重層性と、上野城下町と周辺の村々にそれぞれに独自性を有するという意味での中心性と地域性があることが大きな特徴である。

これら本市の特徴的な歴史的風致維持の向上を継続的に取り組み、1期計画の成果をブラッシュアップすることにより、まちの魅力をさらに向上させ、交流人口の増加を促進する必要がある。

3-1 歴史的風致を構成する建造物等の保存と活用の推進

上野城下町をはじめ、宿場町や農村部における歴史的建造物の調査・記録を実施することで価値の顕在化に取り組み、所有者の理解を得て文化財の指定・登録を行うとともに、必要に応じて保存修理を行う。また、所有者や継承者を把握し、情報共有に努めるとともに、その価値の周知に取り組む。

なお、歴史的建造物の修繕等の際には各種補助の活用を促すとともに、町並みと景観保全の観点から、建造物を点で保存し、線で結ぶ取り組みとともに

に、必要に応じた範囲で面的な保存を検討する。景観計画の見直しにより、色彩誘導などの手法も検討する。

また、古民家等をはじめとする歴史的建造物の活用については、観光振興に寄与する誘客促進等の事業と関連付けた新たな活用事業の促進に努める。

3-2 歴史的景観の保全に関する方針

上野城下町における町家建築が建ち並ぶ、街路に面した部分の景観の統一性や、壁面線の連続性に保全に努める。また、指定・登録文化財や歴史的建造物の所有者とその価値を共有するとともに保存と継承できるよう支援する。

「日本の20世紀遺産20選」の1つに選定された上野城下町区域は、従来の木造建築物に加え、コンクリートによる近現代建築についても、価値を有するものについては調査を進め、評価と保存について検討する。

3-3 伝統文化の継承と市民の歴史文化への理解の促進

伝統文化を維持継承するため、地域の魅力と価値を広く発信し、地域の誇りであるという意識を醸成するとともに、地域や地域外、観光客等も含めた協力を得られるしくみづくりに努める。

地域や保存団体等と協力し、補助制度や民間助成等により文化財等の維持と負担の軽減を図る。また、地域や保存団体等の取り組みの状況把握を行うとともに、市域の小中学校で伝統文化にかかる学習の機会を設け、地域や保存団体等と協力し、普及と啓発に取り組む。

3-4 文化財の活用と機会の提供に関する方針

上野天神祭やかんこ踊りなどの各地域の祭礼や伝統文化に触れる機会の設定に引き続き取り組むとともに、伊賀焼・伊賀組紐といった伝統技術、歴史的建造物や史跡の見学など、文化財を体感できる機会の拡大に取り組む。また、博物館等の施設の整備に取り組み、文化財を調査・研究し価値を伝える専門性を持った人材と観覧する場所の確保に取り組む。

3-5 歴史的風致を活用した観光促進・情報発信に関する方針

上野城下町区域を中心とする観光施設では、散策ルートの設定や誘導サインの撤去や新設、更新といった整理、情報発信などの取り組みを行う。また、紙媒体によるパンフレットのほか、インターネット、SNSを活用した情報提供

について情報の鮮度に留意しながら発信に努める。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実施体制は、まちづくり部局である建設部、産業農林部と文化財保護部局である教育委員会を計画実施の事務局とし、庁内の関係各課で組織される「伊賀市歴史的風致維持向上計画推進庁内検討会議」において、計画推進のための庁内の連絡・調整を行うこととした。また、国・県の関係機関と必要に応じて協議を行い、適切な助言・支援を得る。

歴史まちづくり法第 11 条に基づき設置する「伊賀市歴史的風致維持向上協議会」は、事務局と連携し、計画の実施に関する連絡・調整を行う。また、必要に応じて文化財・都市計画・景観等に関連する審議会、中心市街地活性化協議会、各地域のまちづくり協議会等と協議を行い、指導・助言を得ながら計画の推進を図る。

【計画の推進体制】

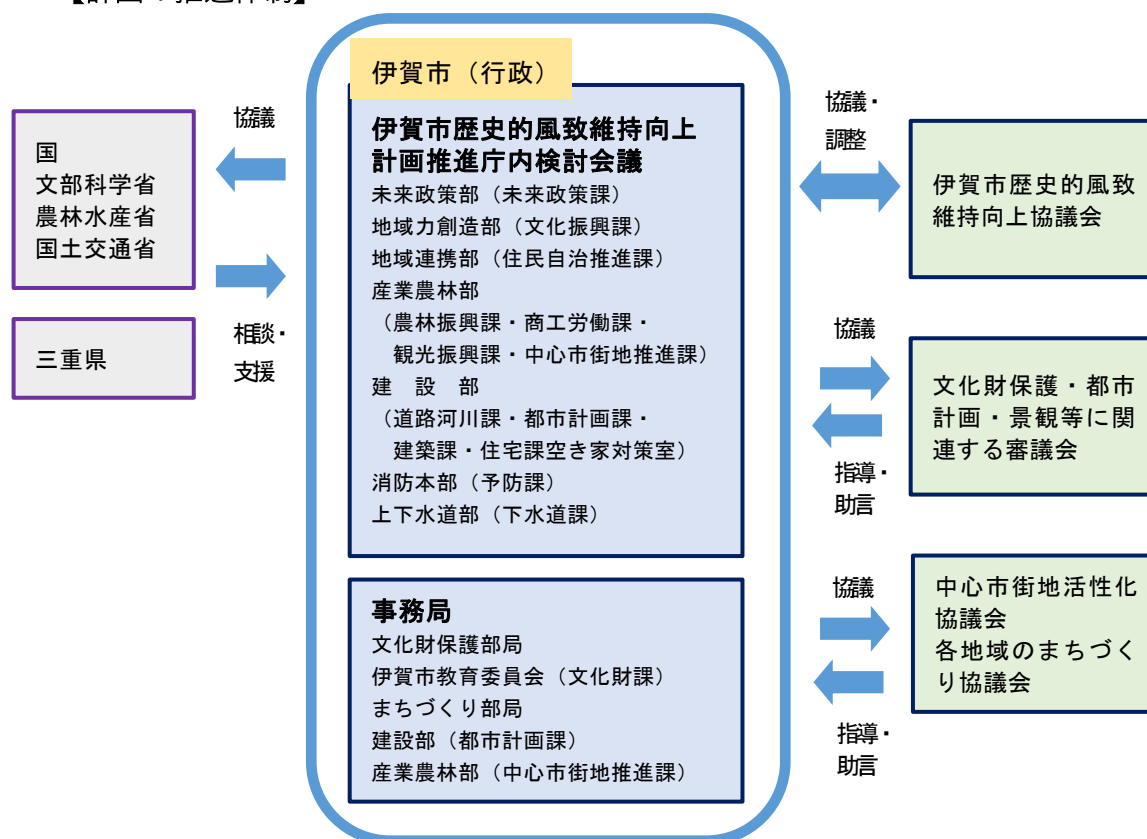


図 23 伊賀市歴史的風致維持向上計画実施体制

第4章 重点区域の位置及び範囲

1 重点区域の位置及び区域

1-1 歴史的風致の分布

本市は、四周を山々に囲まれた盆地のなかに、いくつかの小さな盆地や谷地形によってつくられた地形を基層として本市の歴史的風致が形成されてきた。本市の歴史的風致のなかでも、他地域にない特有の歴史的風致が見られるのが上野城下町である。

慶長 13 年（1608）に伊賀国を領知することになった藤堂高虎は、同 16 年（1611）から上野城と城下町の建設に着手した。上野城下町には、武家屋敷であった入交家住宅・赤井家住宅、上野城下町の産土神である菅原神社（上野天神宮）、愛宕神社のほか、江戸時代の両替商の居宅の寺村家住宅や商家であった西町集議所や藤堂藩の藩医宅を受け継ぐ星家住宅など、江戸期の姿を今に残しながら歴史的景観を形成している建造物が数多くある。

また、大正時代に建てられて現在はカフェとして利活用されている上野文化センターや、銭湯として続く一乃湯が残されているほか、上野城下町の西端、鍵屋の辻の仇討ちで有名な鍵屋の辻公園には数馬茶屋といった国の登録有形文化財も残されている。

さらに、かつての上野城外堀の内側にあたる上野丸之内地区には、江戸時代の藩校である史跡旧崇広堂をはじめ、明治時代の旧三重県第三中学校校舎（現上野高等学校明治校舎）や北泉家住宅（旧上野警察署庁舎）、大正時代の伊賀鉄道上野町駅（現上野市駅舎）、昭和時代の戦後のモダニズム建築旧上野市庁舎など、近世から近代にかけての建物が重層的に残されている。加えて、上野城の本丸部分には、昭和時代戦前に建てられた俳聖殿や伊賀文化産業城、愛閑亭など近代の和風建築が残る。

こうした背景をもとに、上野城下町には、「上野天神祭にみる歴史的風致」をはじめとして、伊賀で誕生した松尾芭蕉にちなむ「芭蕉顕彰と俳句文化にみる歴史的風致」、城下町を象徴する茶の湯の文化を支える「城下町の和菓子店にみる歴史的風致」、伝統産業である「伊賀組紐にみる歴史的風致」、そして近世から近代の建造物の層が織りなす「上野の近代建築群と教育にみる歴史的風致」の5つの歴史的風致が重なり合うところである。

なお、上野城下町は、武家屋敷や町家などを含めて「旧城下町の景観にあわせた近現代建築群の代表例」と評価され、平成 29 年（2017）に「伊賀上野城下

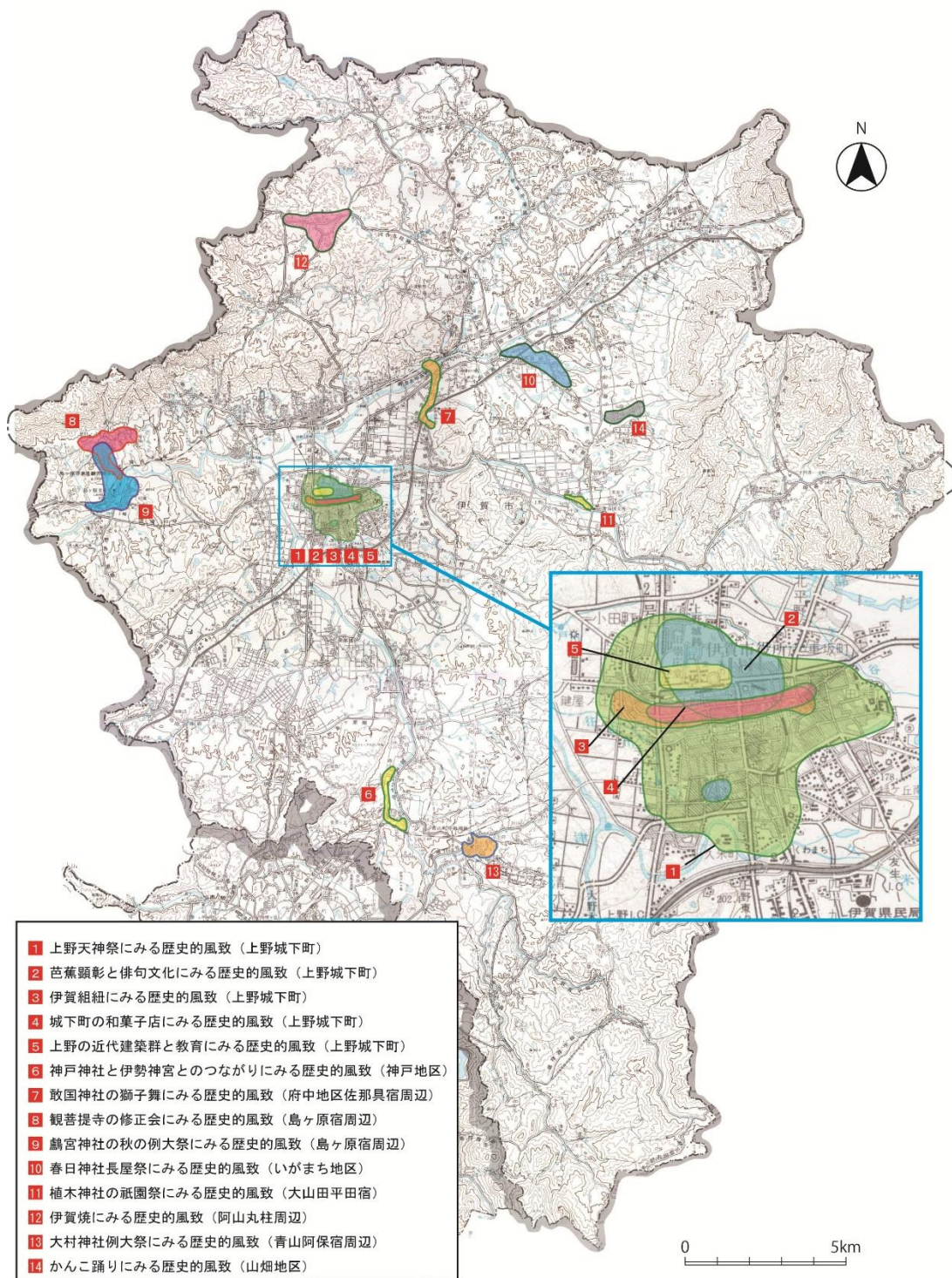


図 24 伊賀市における歴史的風致全体の位置図

町の文化的景観」として日本イコモス国内委員会により日本の 20 世紀遺産 20 選の一つに選ばれている。ここでは、江戸から近現代の建築が重層しつつ、融合した景観を形成している。

一方、農村部においては、豊かな自然と農村風景が広がり、それぞれの地域において、古代・中世より地域の信仰の中心であった寺社を中心に地域の人はとまり、歴史的景観とともに伝統行事などの活動が続けられている。

観菩提寺の修正会は東大寺とのつながりが強く古代より連綿と続けられてきた行事であり、春日神社の長屋祭は、中世伊賀の土豪の系譜を引く人々により支えられてきた。また、勝手神社の神事踊は、擬制的親子関係で継承が続けられ、令和 4 年（2022）にユネスコの無形文化遺産に登録された。

1-2 重点区域の位置

第 1 期の伊賀市歴史的風致維持向上計画では、史跡上野城跡や史跡旧崇広堂、重要文化財である俳聖殿、重要無形民俗文化財の「上野天神祭のダンジリ行事」をはじめとする文化財が集中する範囲で、かつ上野天神祭や芭蕉翁事業、和菓子など歴史と伝統を反映した人々の活動が継続的に行われており、本市の歴史的風致の良好な環境を形成している範囲である旧上野城下町を重点区域「上野城下町」とした。

第 1 期計画では、区域内における周遊ルートの整備や歴史的建造物の調査と保存、祭礼行事への支援などを進め、「上野城下町」の歴史的風致の維持及び向上に重点的に取り組んできた。その結果、歴史的建造物やそれらを基調とした景観の維持、伝統文化の継承や文化財の活用に対する市民の意識の変化が見られ、全体としてまちの魅力が向上した。

しかし、伝統文化の継承や歴史的建造物や町並み景観の維持は、人口減少の急速な進展に伴い、今後一層困難になることが予想される。上野城下町区域においては、文化財が集中し、「伊賀らしい」観光の拠点となる諸施設が集積していることから、まちの魅力向上と交流人口の増加を促すためにも、本計画では、引き続き旧上野城下町を中心とした地域を重点区域として設定し、重点的な施策を展開することで、効果的に本市の歴史的風致の維持及び向上を図る。

1-3 重点区域の区域

重点区域の設定、境界線の引き方に関する考え方

- 5つの歴史的風致の重なりをもとに、城下町絵図の旧城下町の区域を基本として重点区域を設定する。
- 伊賀市景観計画に基づく景観施策と緊密に連携しながら歴史的風致の維持向上に関わる取り組みを行うことから、伊賀市景観計画において規定する「城下町の風景区域」と整合させることを基本とする。
- 第3期中心市街地活性化基本計画との整合を図り、歴史的風致の維持向上に関わる取り組みを行うが、中心商業地における活性化を主な目的とした当該基本計画に対し、歴史的風致維持向上計画では商業地以外の区域における施策も想定することから、重点区域の範囲は、中心市街地活性化基本計画の区域を包含しつつ、東側の上野農人町・上野車坂町、北西側の小田町などの一部も含まれ、より広範囲の区域として設定する。

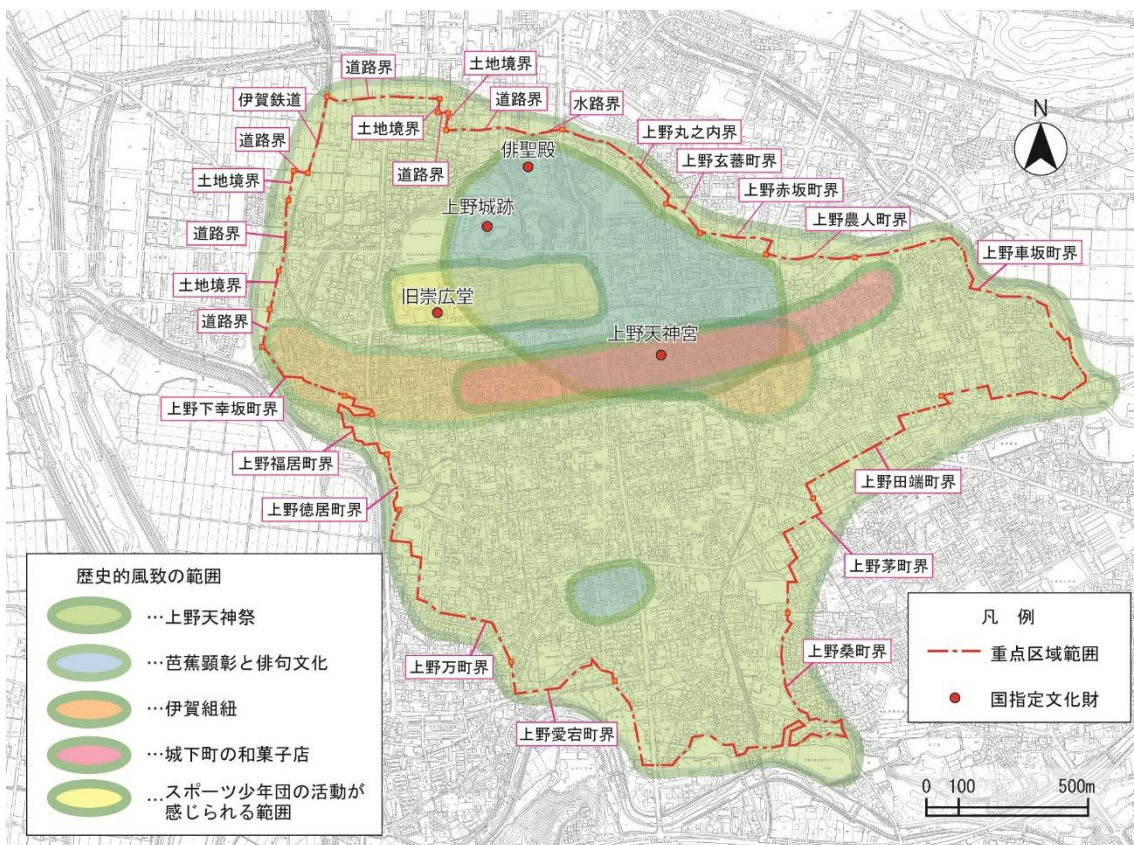


図 25 重点区域における歴史的風致

1-4 重点区域の名称、面積

上野城下町 区域 269.9 ha

2 重点区域の設定の効果

江戸時代初めに建設された上野城下町区域は、藤堂藩政下はもとより、近代以降も伊賀地域の中心地として、行政・教育・経済の中心地として機能してきた。また、そこに見られる歴史的風致は重層的な建造物で彩られた景観を背景に、上野天神祭や芭蕉顕彰といった伊賀市の精神的支柱ともいえる活動が続けられてきた。

上野城下町区域の歴史的建造物の保存と景観の保全、伝統行事の維持といった歴史的風致を重点的に維持及び向上することは、市民の地域に対する誇りや愛着、シビックプライドを醸成することに寄与する。一方、市外から訪れた来街者にとっては他地域にない伊賀独特の魅力を感じることができる。市民が地域に誇りを持つこと、来街者が伊賀に魅力を感じることは、人口減少が深刻化する本市において、交流人口の促進と定住化を促す契機になると考えられる。

3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

伊賀市における良好な景観形成に関する施策として、都市マスタープランや景観計画等に基づいた市の施策、文化財保護関係法令及び伊賀市文化財保存活用地域計画などがある。これらの施策と連携し、良好な景観形成の面から重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図る。

3-1 都市計画マスタープラン及び景観計画

伊賀市の将来都市像、都市づくりの目標を7つ掲げるなかで「目標1 都市の魅力継承と更なる向上」として伊賀らしい「都市の姿」を保持することで、歴史・文化の拠点を継承します、としている。

具体的には、「伊賀市特有の豊かな自然環境や景観を守り、活かすことで、伊賀らしさを追及した都市を形成します。また、地域の人びとによって守り伝えられてきた貴重な「歴史・文化資産」を保全・活用し、伊賀らしい「都市の姿」を保持することで、歴史・文化の拠点を継承します。」としている。

目標1を構成する都市構造の要素として、1) 歴史・文化軸（大和街道・伊賀街道・初瀬街道・和銅の道及び旧宿場、 2) 歴史・文化拠点（上野城下町・神社・寺）を中心とした歴史的風致 を挙げている。

そのうえで、景観計画との連携方針として、「伊賀市ふるさと風景づくり条例」の適切な運用を掲げ、平成21年（2009）1月1日に、「伊賀市ふるさと風景づくり条例」を施行している。また、この条例による「伊賀市景観計画」を策定し、城下町景観の保全に取り組んでいる。

伊賀市景観計画の区域は本市全域とし、山の風景区域、農の風景区域など4つの風景区域と川の風景軸など3つの風景軸で伊賀市全体を分類し、良好な景観の維持、促進を図っている。重点区域「上野城下町」では、城下町の風景が色濃く残る伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区については、「伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区」景観計画を策定し、景観の維持及び修景に努めている。

「伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区」は、伊賀市景観計画に基づき重点風景地区に指定されており、伊賀街道・大和街道では、新建築建物の高さを12m以下と定め、その他にも屋根形状、壁面や垣根等の位置や町家の外壁の位置など、町並み景観の連続性が損なわれないような景観形成基準を設けている。また、寺町地区では良好な寺町の景観を維持するための景観形成基準を設けている。これらの取り組みにより貴重で良質な景観が保全されてきた。

また、重点区域である旧城下町区域は、上野天神祭・芭蕉顕彰と俳句文化・近代建築と教育にみる歴史的風致と重複する範囲であり、景観計画区域である伊賀街道・大和街道沿線は、本計画の伊賀組紐に、城下町の和菓子店にみる歴史的風致と重複している。

また、本計画の重点区域である「上野城下町区域」では、三筋町だけでなく、

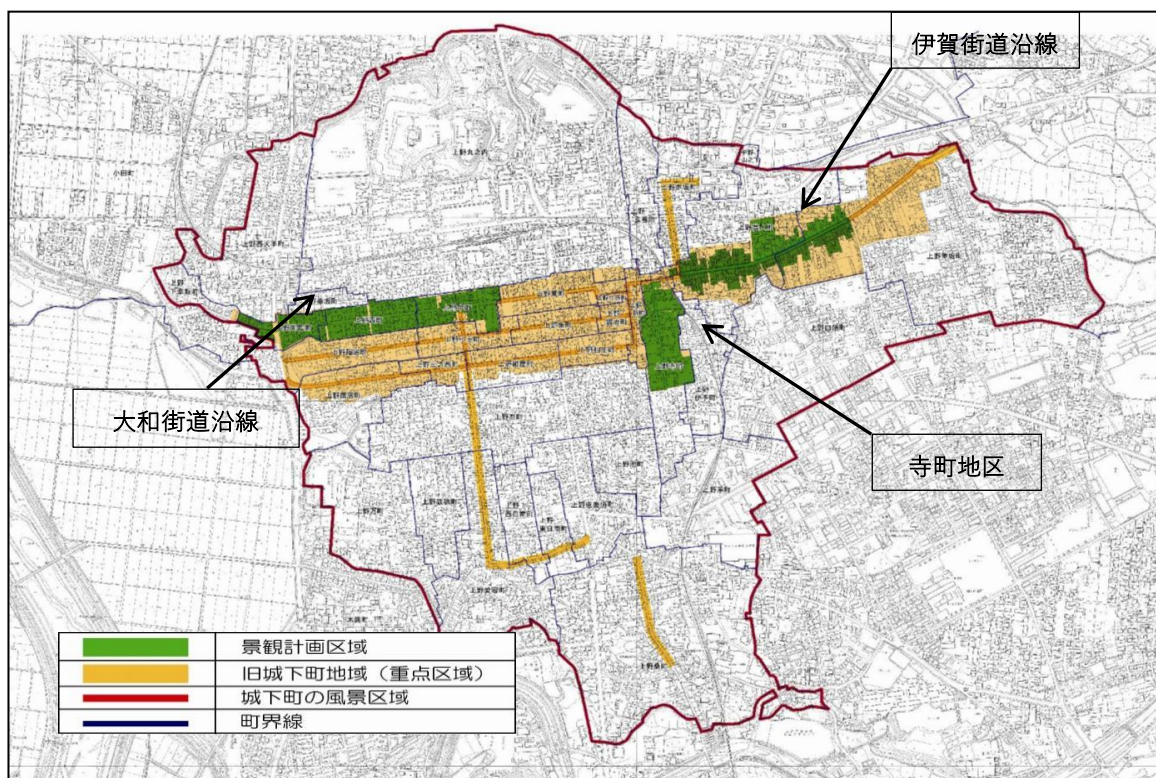


図 26 上野城下町の風景区域図

上野城跡（旧城内）に該当する上野丸之内地区に近現代の建築群が残されている。これらは城下町の都市景観に合わせた近代建築群の代表例として、日本イコモス国内委員会から「日本の20世紀遺産20選」に「伊賀上野城下町の文化的景観」として選定されている。今後、上野城下町の眺望を守っていくためにも景観計画における新たなルール作りを進めて次の世代に引き継いでいく。

これらのことにより、良好な歴史的風致の維持及び向上のため、町並み景観、自然景観、文化的景観等のうち、良好な景観資源の保全、活用を図るとともに、建築物の建て替えや開発行為等において周辺の歴史的風致との調和が確保されるよう、景観形成基準を定め、将来的に秩序あるまちづくりが行われるように推進する。

3-2 文化財保護関係法令及び文化財保存活用地域計画

伊賀市文化財保護条例（平成16年伊賀市条例第271号）は、文化財保護法、三重県文化財保護条例の規定を踏まえ、伊賀市の区域内に存するものの中で、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的としている。本条例は、現在および今後の指定及び登録文化財の取り扱いについて規定していて、重点区域内の自然環境・歴史・文化遺産の保存を図ることが可能である。

令和5年（2023）7月に認定を受けた伊賀市文化財保存活用地域計画では、伊賀市の歴史文化の特徴として、3つの観点 ①「伊賀」をイメージさせるもの、②城下町と村々、③時間と空間の交差点、「伊賀」の3つの観点でまとめ、重点区域に関連するものについては、芭蕉翁と俳諧文化、藤堂高虎と上野城下町、上野城下町から近代都市上野への3項目を伊賀の歴史・文化の特徴と位置づけている。

そのうえで、伊賀の文化財保存活用にかかる基本理念を「歴史文化の彩りを誇れるまち」とし、方針と取り組みでは、歴史的建造物の調査や指定、活用、民俗文化財の調査や保存継承事業、体験機会の創出、芭蕉翁顕彰事業の推進を挙げている。これらと連携することで、重点区域における歴史的風致の維持向上に取り組む。

本条例を根拠法令とし伊賀市文化財保存活用地域計画に基づき、重点区域における風致を維持及び向上するため、文化財の保護と維持に務める。

3-3 その他重点区域における関連する諸計画

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に基づき 令和 7 年（2025）3 月に認定を受けた第 3 期伊賀市中心市街地活性化基本計画では、現在の歴史的まちなみを継承していくことが重要と捉えられていて、歴史的・文化的価値の高い家屋が空き家、更地となり景観が失われることで、城下町の風情や景観、伝統・歴史、文化を損なうことが問題視されている。そのため、景観に配慮し、都市計画法とも整合を図りながら「伊賀上野城下町の文化的景観」の形成に向けた取り組みを進めていく、こととしている。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づき令和 3 年（2021）4 月に策定された第 2 次伊賀市空き家対策計画では、重点目標の一つに掲げた「古民家等再生活用事業」の推進のなかで、伊賀上野城下町の面としての開発を掲げ、歴史的資源を活用した移住者獲得対策に取り組むことを謳っている。

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 市全体に関する事項

1-1 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市では、文化財建造物の保存修理や防災施設等の整備事業、民俗文化財の保存継承に向けた支援などに取り組んできた。しかし、急速に進行する人口減少により、歴史的建造物の保存や伝統文化に関わる担い手不足が深刻化しており、継承者の確保が課題となっている。

文化財の調査・記録を実施し、その価値を明らかにするとともに、必要に応じて文化財の指定・登録を行うとともに、保存修理等を実施することにより価値の維持に努める。また、地域や保存団体等の取り組みを把握し、市域の小中学校で伝統文化にかかる学習の機会を設け、地域や保存団体等と協力し、普及と啓発に取り組む。

1-2 文化財の修理（整備）に関する現況と今後の方針

指定等文化財の破損や経年劣化へ対応し、公開・展示するとともに後世へ継承するため、保存修理・整備事業を実施している。事業の実施に際して、複数年度にわたる場合は専門家等で構成される指導委員会等を設置し、単年度の事業の場合においても、学識経験者等により随時指導・助言を仰ぎ、文化財の価値を損なわないよう指導・助言を得る体制を確保している。今後も文化財保護審議会委員等の学識経験者等の指導・助言を得ながら適切に文化財保存にかかる修理・整備事業に取り組む。また、事業実施にかかり、文化財所蔵者や地域と連携し、補助制度や民間助成等により文化財等の維持と負担の軽減を図る。

1-3 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の保存・活用するための施設に、史跡及び有形文化財（建造物）として、史跡旧崇広堂、県指定有形文化財の旧小田小学校本館と入交家住宅、国登録有形文化財（建造物）赤井家住宅がある。また、史跡公園として名勝及び史跡城之越遺跡と史跡伊賀国庁跡（令和10年完成予定）がある。これらについては、文化財施設への来訪者が文化財について理解するとともに、親しまれる空間となるよう、展示等の説明及び環境整備に努める。また、現在建設準備を進めている美術博物館においては、伊賀の歴史文化に関する調査研究及び保存管理、展示公開を行う予定である。

1-4 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境を保全するために、都市計画法に基づく用途地域設定や、景観法に基づく「伊賀市景観計画」を平成21年（2009）1月に策定することで伊賀市域全体の景観保全に努めてきた。特にその対象としたのは、城下町景観、街道・宿場町景観、自然景観であり、とりわけ、上野城下町地域内においては、だんじりが映える町並み景観の形成を目指して「伊賀街道・大和街道沿線および寺町地区景観計画」を併せて策定し、重点風景地区を定めて景観形成の核として保存を図っている。また、文化財を活かしたまちづくりを進めるため、文化財課では現状変更許可行為や包蔵地確認、都市計画課では都市公園使用許可や開発行為などお互いが情報を共有し連携して対応するよう努めている。

景観計画では、上野城下町を「城下町の風景区域」として定め、上野天神祭の楼車が巡行する上野城下町区域の歴史的町並み及び歴史的建造物の保全や修復、再生を図り、だんじりの映える町並み景観の形成に努めている。しかし、課題として街路の電柱及び電線、看板の存在が楼車の円滑な巡行の支障となっている。将来的にはこれらを改善する取り組みが求められる。そのほか、人口減少・高齢化により空き店舗や空き地等が発生しており、城下町景観を再構築するためにも、空き家等となっている町家建築の街路に面した部分の景観の修景を検討する。さらに、景観重要建造物の指定方針を定めることにより、文化財の指定・登録の有無にかかわらず、景観上特に重要な建造物を重点的に保全することが可能となる。

また、景観計画に「宿場町景観・街道筋景観」として位置づけられる地域については、宿場町の風情を感じさせる建物が現在も数多く残されている。これらの町並みとともに「自然景観」として周辺の田園、里山景観の保全を図るとしている。

1-5 文化財の防災に関する現状と課題、方針

文化財を守り、未来へと継承するために大きな課題となっている防犯・防災対策について、国の作成した「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、三重県の『三重県文化財保存活用大綱』において防災及び災害発生時の対応をまとめている。

本市では、国・県で示された方針に基づき、三重県が様式を定めた文化財リストの作成に取り組み、基本的な文化財情報について県と情報共有し、災害時に

連携できるよう備えている。

市内の重要文化財建造物をはじめとして一部の文化財では、消防署・消防団による防火訓練が行われているが、文化財を火災から守るための訓練の実施が必要である。防災設備が整備されている文化財については、訓練と機器の維持の両面から定期的な点検が必要である。また、市では、地域別の水害ハザードマップを作成しているが、そこには文化財情報が反映されておらず、個々の文化財の災害リスク把握が必要である。

文化財の所有者は高齢化していること、所有者が常在しないなど、盗難・^き毀損や災害発生の発見と即応できない状況がある。そのために必要な連絡・通報体制の構築が必要である。

こうした課題を踏まえ『伊賀市文化財保存活用地域計画』では、文化財の防犯・防災対策を着実に進めるという基本方針のもと、①防災設備の点検と訓練の実施に取り組む。②文化財が所在する場所の災害リスクの把握に努める。③災害・盗難など緊急時の対応マニュアル、連絡・通報体制の整備に努める。の3つの方針を掲げている。本計画においても当該計画と連携しながら文化財の防犯・防災に取り組む。

また、近年の地震や水害により文化財が毀損する事案がたびたび発生しているなかで、文化財の収蔵施設の防災対策を早急に講じる必要性が高まっている。

1-6 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する現状と課題、方針

文化財の価値を周知するため、市内の指定文化財、日本遺産の構成文化財に説明看板の設置を順次進めている。また、パンフレット等について、市内の文化財建造物を紹介した『伊賀の文化財建造物マップ』や文化財保存修理事業に合わせたパンフレットなどを発行している。さらに、住民自治協議会や各地区の有志により、それぞれの地区の歴史をまとめた冊子やマップなどが作成されている。これらの既存の媒体をつかった普及・啓発は、あらゆる世代に対応できることから、継続的に取り組みを進める。

また、本市では市や（一社）伊賀上野観光協会などが所蔵する資料をデジタル化し、インターネット上で公開して歴史学習や観光案内に役立てるため、『デジタルミュージアム秘蔵の国 伊賀』を公開している。藤堂藩政に関する近世資料のほか、本市の指定等文化財全件のデータを閲覧できるようになっている。引き続き掲載資料の追加など情報の更新を行い情報発信に努める。

歴史と文化を学校教育の場を通じて継承する取り組みについて、副読本『わたしたちの伊賀市』、伊賀の歴史文化の特徴やすばらしさを伝える『伊賀のこと』を作成し活用している。教職員向けに『伊賀のこと』の活用にかかる研修会を開催している。学校を通じた普及・啓発に関する取り組みも継続的に実施する。

1-7 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市には、2,692カ所の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。これらについては、遺跡地図で公開するとともに、開発行為を行う事業者からの照会についてその有無を回答している。

埋蔵文化財包蔵地において開発事業が実施される場合は、事業計画の変更の可否について協議し、変更の余地がない場合は文化財の有無について確認する試掘調査を実施し、確認された場合は本調査している。また、公共事業に伴う埋蔵文化財の調査については、庁内各課に年間スケジュールを確認するとともに、開発にかかる会議に参画して、文化財の保護にかかる協議・調整を行っている。今後も埋蔵文化財保護の手続きに則り、その保護に努める。

1-8 教育委員会等の体制と今後の方針

本市における文化財の保護は、教育委員会事務局文化財課が担当している。また、本計画の推進は文化財課が主管課となり、市長部局である建設部都市計画及び産業農林部中心市街地推進課とともに事務局と構成して歴史的風致維持向上計画推進庁内検討会議及び歴史的風致維持向上協議会を開催している。

なお、教育委員会事務局文化財課の体制は、文化財係5名（うち埋蔵文化財担当職員2名）、歴史資料係1名（会計年度任用職員3名）である。また、伊賀市文化財保護審議会委員は9名で、有形文化財5名、民俗文化財2名、史跡1名、天然記念物1名である。

1-9 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

市内には、文化財に関連する諸団体がある。これら団体とともに文化財の保存・活用に取り組むとともに、歴史的風致の維持及び向上に努める。

No.	名 称	活動概要	備考
1	大山田郷土の広場	大山田地区の歴史と文化について大山田郷土資料館で展示等を開催	連携
2	伊賀古文献刊行会	近世資料の翻刻・刊行	支援
3	伊賀中世城館調査会	中世城館の調査及び報告	連携
4	伊賀ヘリテージマネージャーの会	歴史的建造物の調査	連携
5	公益財団伊賀市文化都市協会	伊賀市の文化芸術活動の推進。文化財施設の維持管理・普及活動	支援
6	公益財団伊賀文化産業城協会	伊賀文化産業城の維持管理	連携
7	公益財団法人芭蕉翁顕彰会	松尾芭蕉の顕彰活動	支援
8	三重自然誌の会	県内の希少生物の調査・保護	連携

2 重点区域に関する事項

2-1 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

上野城下町には、江戸時代の藩校や武家屋敷、寺社をはじめ、明治・大正・昭和の各時代の歴史的建造物が残されている。1期計画の取り組みにより有形文化財の保存修理や民俗文化財の保存継承に向けた支援などに取り組んできた。

2期計画では、引き続き文化財の保存修理、民俗文化財への支援を行うとともに、都市公園上野公園ともなっている史跡上野城跡については、石垣の経年劣化や樹木の繁茂、関係施設の老朽化が課題となっていることから、史跡上野城跡の保存と活用についての計画を策定する。

- ◆ 史跡上野城跡保存活用計画策定事業（令和6～8年度）
- ◆ 上野天神祭ダンジリ行事 民俗文化財伝承・活用等事業（継続）

2-2 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

史跡上野城跡は、史跡であるとともに都市公園として市民の憩いの場、主要観光地として多くの人びとが訪れる場所となっている。史跡の環境を整備し適切に維持管理し、史跡の価値と魅力を向上することに努める。

また、文化財建造物を保存修理して活用することにより、歴史的風致の維持及び向上を図る。

- ◆ 史跡上野城跡環境整備事業（継続）
- ◆ 国登録有形文化財（建造物）数馬茶屋耐震修理事業（令和8年）

2-3 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

文化財の保存・活用するための施設である史跡旧崇広堂等の施設（県指定有形文化財旧小田小学校本館・同入交家住宅、国登録有形文化財（建造物）赤井家住宅）については、施設への来訪者が文化財について理解するとともに、親しまれる空間となるよう展示等の説明及び環境整備に努める。市指定有形文化財である旧上野市庁舎、成瀬平馬家長屋門は、伊賀市にぎわい忍者回廊整備に関する PFI 事業により図書館・ホテル等の複合施設、忍者体験施設の一部として活用する。その他登録文化財や歴史的建造物についても、ホテルやカフェ、販売等の施設として活用する。なお、現在建設準備を進めている美術博物館においては、伊賀の歴史文化に関する調査研究及び保存管理、展示公開を行う予定である。

- ◆文化財施設維持管理・活用事業（継続）
- ◆伊賀市にぎわい忍者回廊整備に関する PFI 事業（継続）
- ◆古民家等再生活活用事業（継続）
- ◆松生家活用事業（継続）
- ◆北泉家住宅（旧上野警察署）活用事業（令和 8 年度～）
- ◆伊賀市美術博物館整備事業（新規）

2-4 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

平成 21 年（2009）に策定された現行の景観計画から 15 年が経過し、その間に人々の生活スタイルや環境も変化し、近代的な住宅の建設や空き家の造花、建物除却、駐車場転換などにより町並み連続性が保たれない状況となっている。また、平成 29 年（2017）「伊賀上野城下町の文化的景観が」「旧城下町の都市景観にあわせた近代建築群の代表例」として「日本の 20 世紀遺産 20 選」選ばれた。時代の変化と新たなまちの価値を維持するため、景観計画の見直しを行う。

- ◆伊賀市景観計画策定事業（令和 7 年度～）

2-5 文化財の防災に関する具体的な計画

『伊賀市文化財保存活用地域計画』の方針に基づき、文化財施設や重要文化財の防災設備の点検と訓練の実施に取り組むほか、災害・盗難・毀損^きなど緊急時の対応マニュアル、連絡・通報体制の整備に努める。

- ◆文化財施設維持管理事業（再掲・継続）

◆重要文化財俳聖殿防災設備保守点検事業（新規）

2-6 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の保存及び活用について啓発するため、文化財の価値や魅力、関連イベントについて、SNSを活用して適宜発信する。また、より詳細な情報について、インターネット上『デジタルミュージアム秘蔵の国 伊賀』において公開する。従来の手法として、文化財建造物を紹介した『伊賀の文化財建造物マップ』など紙媒体による周知も行う。なお、普及・啓発にかんするイベントについて、適宜講演会やシンポジウムなどを開催するとともに、上野天神祭について、文化財に触れる機会を創出する。

- ◆文化財施設維持管理・活用事業（継続）
- ◆上野天神祭ダンジリ行事 民俗文化財伝承・活用等事業（継続）
- ◆伊賀上野灯りの城下町開催事業（新規）
- ◆伊賀上野・城下町のおひなさん開催事業（新規）
- ◆上野城薪能開催事業（新規）

2-7 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

国史跡上野城跡の範囲内においては、現状変更制限を加え、やむを得ない場合は地下遺構の状況を確認し許可申請手続きを行うようにしている。

上野城下町区域は埋蔵文化財包蔵地である上野城跡及び上野城下町に含まれる。開発行為に伴い土木工事に伴う場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘届出書の提出を義務づけ、適宜調査を行う。

2-8 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域には、文化財に関連する諸団体がある。これら団体とともに文化財の保存・活用に取り組むとともに、歴史的風致の維持及び向上に努める。

No.	名称	活動概要	備考
1	公益財団伊賀市文化都市協会	旧崇広堂など重点区域の文化財施設の維持管理・普及活動	支援
2	公益財団伊賀文化産業城協会	伊賀文化産業城の維持管理	連携
3	公益財団法人芭蕉翁顕彰会	松尾芭蕉の顕彰活動	支援

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画では、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等は、①歴史的風致を構成する建造物の保存・活用、②歴史的風致の維持・向上に寄与する環境の維持・形成、③歴史的風致の認識を促進させる事業等に構成する。

第1期計画では、歴史的建造物の保存修理や景観の保全、周辺環境の整備などの事業を実施し、重点区域を中心に歴史的風致の維持及び向上に努めてきた。第2期計画では、人口減少の進展を背景に、維持管理や継承が困難となる歴史的建造物の保存・活用や、上野天神祭のダンジリ行事や勝手神社の神事踊など地域の祭礼行事等の継承につながる事業に取り組むとともに、市街地を中心としてサイン整備など観光客の回遊性向上に資する事業を展開して、交流人口の増加を目指す。

事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景について調査するとともに周辺の景観に配慮し、地域住民や関連団体などと十分な協議・調整を行なったうえで実施する。また、国・県の補助金制度を活用し、整備を実施した施設は、公開活用することにより、歴史的風致の維持及び向上を図る。

上記の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業

前項の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。なお、（継続）としたものは、本計画1期計画から継続して実施するもの。（新規）としたものは、2期計画期間内に事業着手するもののほか、すでに事業実施しているが、2期計画で新たに位置づけたものもある。

2-1 歴史的風致を構成する建造物等及び文化財の保存と活用

1	伊賀市にぎわい忍者回廊整備(忍者体験施設等整備)に関するPFI事業(継続)
2	松生家活用事業(継続)
3	北泉家住宅(旧上野警察署)活用事業(新規)
4	古民家等再生活用事業(継続)
5	伊賀流空き家バンク事業(継続)
6	ヘリテージマネージャー活動支援事業(継続)

7	重要文化財防災設備保守点検事業(観菩提寺本堂・楼門、大村神社宝殿) (継続)
8	重要文化財俳聖殿防災設備保守点検事業(新規)
9	観菩提寺楼門二天立像保存修理事業(継続)
10	国登録有形文化財(建造物)数馬茶屋耐震修理事業(新規)
11	史跡上野城跡環境整備事業(継続)

2-2 伝統文化の継承

12	上野天神祭のダンジリ行事 民俗文化財伝承・活用等事業(保存事業)(継続)
13	勝手神社の神事踊 民俗文化財伝承・活用等事業(継続)

2-3 歴史的景観の保全

14	修景助成事業(継続)
15	景観計画改定事業(新規)
16	史跡上野上野城跡保存活用計画策定事業(新規)
17	文化財調査業務(上野城高石垣定点測量業務)(新規)
18	橋梁長寿命化修繕事業 大村橋橋梁修繕工事(新規)
19	橋梁長寿命化修繕事業 阿保橋(歩道橋)塗装塗替工事(新規)

2-4 文化財の活用と機会の提供

20	芭蕉翁頭彰事業(新規)
21	伊賀市美術博物館整備事業(新規)
22	文化財説明看板設置事業(継続)
23	宿場・街道案内板等整備事業(継続)
24	初瀬街道まつりイベント支援事業(継続)
25	上野天神祭のダンジリ行事 民俗文化財伝承・活用等事業(活用事業)(継続)
26	日本遺産「忍びの里 伊賀・甲賀」推進事業(新規)
27	文化財施設維持管理・活用事業(史跡旧崇広堂・入交家住宅・赤井家住宅・旧小田小学校本館)(新規)
28	伊賀上野灯りの城下町開催事業(新規)
29	伊賀上野・城下町のおひなさん開催事業(新規)
30	上野城薪能開催事業(新規)

2-5 歴史的風致を活用した観光促進・情報発信

31	日本遺産忍びの里魅力向上及び回遊促進のための床誘導サイン整備事業(新規)
32	上野地内観光看板修繕(新規)
33	伊賀ぶらり体験博覧会「いがぶら」開催事業(新規)

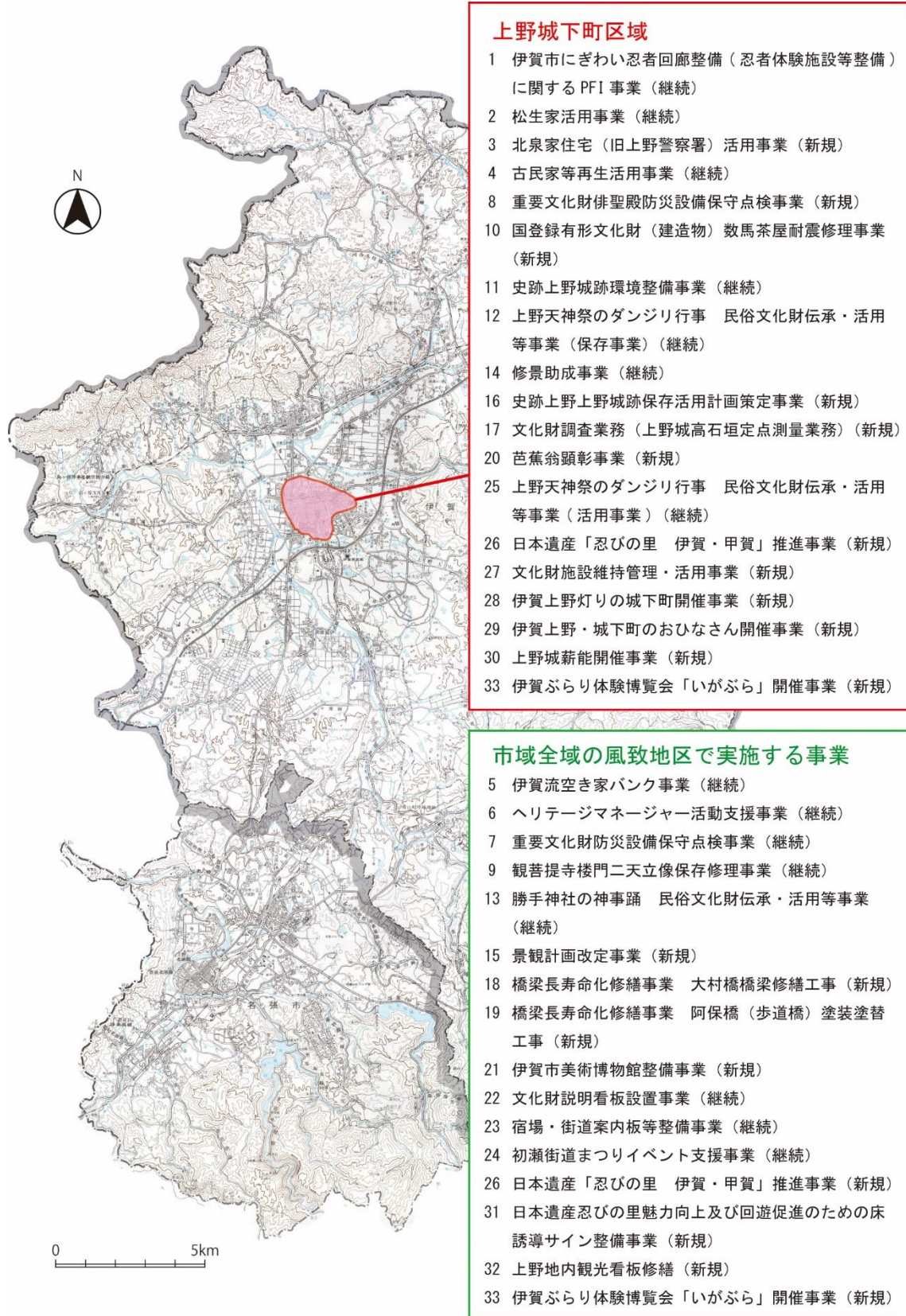






図 27 歴史的風致維持向上に資するすべての事業を示した位置図



2-1 歴史的風致を構成する建造物等及び文化財の保存と活用


事業名	1. 伊賀市にぎわい忍者回廊整備（忍者体験施設等整備）に関する PFI 事業（継続）
事業主体	伊賀市、株式会社伊賀市にぎわいパートナーズ
事業手法 (支援事業名)	都市構造再編集中支援事業（令和5年度～令和7年度） デジタル田園都市国家構想交付金（令和5年度～）
事業期間	令和4年度～令和24年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>上野公園から城下町エリアを結ぶ導線を「にぎわい忍者回廊」と位置づけ、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」に基づき、官民が一体で地域資源を面的に捉えたにぎわいづくりの事業を実施する。</p> <p>にぎわいづくりの拠点として市指定有形文化財「旧上野市庁舎」をリノベーションし、交流型図書館を核とする官民複合施設に改修するとともに、まち巡り拠点施設整備事業で保存整備工事を実施した市指定有形文化財「成瀬平馬家長屋門」と北側の用地を忍者体験施設「万川集海」として一体的に整備活用し運営する。</p>
	 <p>整備された旧上野市庁舎 SAKAKURABASE</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧上野市庁舎や成瀬平馬家長屋門及び屋敷地といった歴史的風致に関連する建造物を活用しながら保存・継承を図ることができ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事業名	2. 松生家活用事業（継続）
事業主体	株式会社まちづくり伊賀上野
事業手法 (支援事業名)	—
事業期間	平成 21 年度～令和 17 年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>上野天神祭のダンジリ行事の楼車巡行の経路に面する歴史的建造物の松生家住宅を活用し、飲食や観光案内所・物販を兼ねた複合施設「西町や かかん」として運営し、地元食材を使用した品々の提供や忍者体験、城下町の魅力を発信する。</p>  <p>西町や かかん 外観</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	町家活用の先進事例として市民をはじめ内外に発信することにより、歴史的町並みや周辺環境、景観の保全等に関する市民意識の向上を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。


事業名	3. 国登録有形文化財(建造物)北泉家住宅主屋(旧上野警察署庁舎)活用事業
事業主体	個人
事業手法 (支援事業名)	—
事業期間	令和8年度～
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>登録文化財北泉家住宅主屋(旧上野警察署庁舎)は、明治24年(1891)に旧上野城の東大手門跡に建てられたものを、昭和13年(1938)に現在地に移築したものである。</p> <p>擬洋風建築の外観を活かし、内部を改装して伊賀焼等を展示・販売するスペースとするとともに、喫茶空間を設けて市民をはじめ、来訪者等の交流の場とする。</p>
	 <p>北泉家住宅 外観</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>当該施設が所在する上野丸之内には、藩校の史跡旧崇広堂をはじめ、明治33年(1900)に建てられた三重県第三中学校校舎等が所在しており、通学する小・中学生が行きかうエリアとなっている。「教育と近代モダニズム建築にみる歴史的風致」の歴史的な景観の維持・向上に寄与する。</p>



事業名	4. 古民家等再生活用事業
事業主体	伊賀市、特別目的会社
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	令和元年度～令和17年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>空き家の抑制と有効活用を目的として古民家を再生活用することにより、官民連携した歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>登録有形文化財栄楽館を改修したホテル ホテル名「KANMURI(かんむり)」</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>蔵をリノベーション</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>城下町の町並を形成する歴史的建造物を宿泊施設等にリノベーションすることにより、町並みとその景観の保全により歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	5. 伊賀流空き家バンク事業（継続）
事業主体	伊賀市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	平成 28 年度～令和 17 年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>伊賀流空き家バンク登録時に歴史的建造物等と思われる建物について、担当課と連携し歴史的町並みや景観等に寄与する建物についての調査、啓発を行うことにより歴史的建造物の保存・活用や歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p>  <p style="text-align: center;">空き家バンク HP</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>空き家活用時に歴史的町並みや周辺環境、景観の保全等に関する情報提供や啓発を行うことで、市民意識の向上を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	6. ヘリテージマネージャー活動支援事業
事業主体	伊賀ヘリテージマネージャーの会
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	令和元年度～令和17年度
事業箇所	上野城下町区域・市域全域
事業概要	<p>重点区域及び歴史的風致区域において、歴史的建造物の調査を実施し、登録有形文化財（建造物）への登録等を進める。</p>  <p>登録有形文化財となった伊賀鉄道上野市駅舎</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物の調査を実施して構造や価値を明らかにし、文化財指定・登録することで、歴史的景観の基礎となる建造物を保存し、歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。</p>

事業名	7. 重要文化財防災設備保守点検事業 (観菩提寺本堂・楼門、大村神社宝殿)
事業主体	宗教法人観菩提寺・宗教法人大村神社
事業手法 (支援事業名)	指定文化財管理事業(国・県補助) 文化財保存事業(市補助)
事業期間	令和6年度～令和17年度
事業位置	市域(観菩提寺の修正会にみる歴史的風致区域・ 大村神社の例大祭に見る歴史的風致区域)
事業概要	<p>室町時代にさかのぼる重要文化財観菩提寺本堂・楼門は、令和4年度に既設防災設備の更新を実施し、防火能力を回復した。</p> <p>桃山時代の建造物である重要文化財大村神社宝殿は、防災機器の更新や修繕を実施し、防火能力を維持している。</p> <p>これらの重要文化財について、文化財の保存と継承を図るため、機器の能力を維持するため、年2回の防災設備保守点検を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>観菩提寺本堂</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大村神社宝殿</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>観菩提寺本堂・楼門は「観菩提寺の修正会にみる歴史的風致」に含まれる。大村神社宝殿は「大村神社の例大祭にみる歴史的風致」に含まれる。これら歴史的風致の中心となる重要文化財建造物の防災設備保守点検事業の実施は、文化財の保存・継承及び歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p>



事業名	8. 重要文化財俳聖殿防災施設等点検事業
事業主体	伊賀市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	平成 30 年度～令和 17 年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>上野公園内に所在する俳聖殿は、昭和 17 年(1942)、芭蕉翁生誕 300 年を記念して建てられた近代和風建築である。重要文化財俳聖殿の防災施設等の点検を実施し、設備の適切な管理を行い、重要文化財の防火・防災に取り組む。</p>  <p>俳聖殿の防災訓練</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>芭蕉翁顕彰にみる歴史的風致の中心となる建造物である。歴史的風致の中心となる重要文化財建造物の防災設備保守点検事業の実施は、文化財の保存・継承及び歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p>

事業名	9. 観菩提寺楼門二天立像保存修理事業（継続）
事業主体	宗教法人観菩提寺
事業手法 (支援事業名)	地域文化財保存事業（県補助金） 文化財保存事業（市補助金）
事業期間	令和5年度～令和8年度
事業位置	市域（観菩提寺と修正会にみる歴史的風致区域）
事業概要	<p>国の重要文化財観菩提寺楼門北面にある県指定有形文化財（彫刻）の木造多聞天立像及び木造広目天立像の保存修理を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>修理を終えた 多聞天立像</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>修理予定の 広目天立像</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>観菩提寺楼門は「観菩提寺の修正会にみる歴史的風致」に含まれる国の重要文化財で歴史的風致の中心となる建造物である。楼門は修正会の「練り込み」の経路にあたり、楼門北面に安置される多聞天立像と広目天立像の保存修理は、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p>

事業名	10. 登録有形文化財（建造物）数馬茶屋耐震修理事業（新規）
事業主体	伊賀市
事業手法 （支援事業名）	市単独事業
事業期間	令和8年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>数馬茶屋は、寛永11年（1634）に起きた岡山藩士渡辺数馬が兄の仇である河合又五郎を討つにあたり、荒木又右衛門が助太刀した舞台となった鍵屋の辻に立つ和風数寄屋建築である。昭和4年（1929）に建設され、令和6年（2024）に国の登録有形文化財となった。当該建物は、これまで飲食を提供する場として活用してきたが、耐震性能が基準を満たしていないことと経年劣化が進行しているため、耐震補強及び修理工事を実施する。</p>  <p>数馬茶屋</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>上野城下町区域には、近世以来の各時代の建造物が残されていて、重点区域の歴史的風致の特徴となっている。本事業の実施は、重点区域の歴史的風致全体の魅力向上に寄与する。</p>


事業名	11. 史跡上野城跡環境整備事業
事業主体	伊賀市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	令和4年度～令和17年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>史跡上野城跡は、都市公園上野公園としても指定されており、市民の憩いの場、観光の拠点となっている。史跡地内の石垣や堀、郭といった遺構を保存するとともに、良好な景観を維持するため支障となる樹木等を伐採・整枝する。</p>  <p>環境整備後の上野城跡内堀</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>史跡上野城跡・上野公園の良好な景観を維持することは、そこに所在する俳聖殿などの歴史的建造物の周辺環境の維持につながり、芭蕉顕彰と俳句文化にみる歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p>

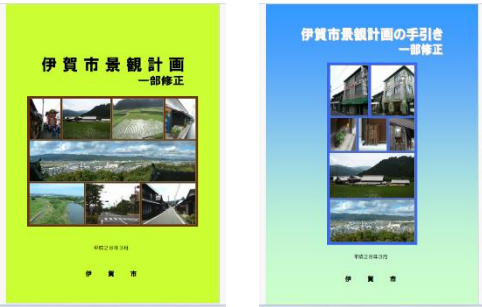
2-2 伝統文化の継承


事業名	12. 上野天神祭のダンジリ行事 民俗文化財伝承・活用等事業（保存事業）（継続）
事業主体	上野文化美術保存会
事業手法 （支援事業名）	国宝重要文化財等保存整備費補助金（国補助金） 地域文化財保存事業補助金（県補助金） 文化財保存事業補助金（市補助金）
事業期間	平成16年度～令和17年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>重要無形民俗文化財である上野天神祭のダンジリ行事に使用する、楼車本体・装飾幕等及び鬼行列の衣裳等の用具の修理、復元新調等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>修理中の楼車の装飾幕</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>有識者による指導の様子</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域の風致の一つ、上野天神祭のダンジリ行事に使用する用具等の修理、復元新調等を行うことで、祭りを後世に伝承することにつながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。


事業名	13. 勝手神社の神事踊 民俗文化財伝承・活用等事業（継続）
事業主体	勝手神社神事踊保存会
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	令和5年度～令和17年度
事業位置	市域（勝手神社の神事踊にみる歴史的風致区域）
事業概要	<p>重要無形民俗文化財である勝手神社の神事踊に使用する、太鼓や撥、衣裳等の用具の修理、復元新調等を実施する。</p>  <p>勝手神社の神事踊</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>勝手神社の神事踊に使用する用具等の修理、復元新調等を行うことで、祭りを後世に伝承することにつながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>


2-3 歴史的景観の保全

事業名	14. 修景助成事業
事業主体	伊賀市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	平成 28 年度～令和 17 年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>「景観計画」に定める重点風景地区において、景観形成基準に合致した建築物、工作物の新築、改築、模様替えに対し助成を行う。また、景観法に基づく景観重要建造物及び伊賀市ふるさと風景づくり条例に基づく景観形成対象物の外観の維持を前提とした改修に伴う助成を行う。</p>  <p>上野城下町区域における事業例</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>重点区域の歴史的町並み景観の保全を整備するため実施する修景事業は、区域全体の景観と風致の維持・向上に寄与する。</p>

事業名	15. 伊賀市景観計画改定事業
事業主体	伊賀市
事業手法 (支援事業名)	景観改善推進事業 (国補助)
事業期間	令和7年～令和8年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>平成21年に策定された現行の景観計画から15年が経過し、その間に人々の生活スタイルが変化した結果、現行計画が時代のニーズに合致していない状況である。このため、これまでの不適合事例を踏まえ、現代のニーズに対応し、自然、歴史、文化など地域の個性と特色を生かした「伊賀らしい」良好な景観まちづくりを目指す景観計画への改定を行う。</p> <div style="text-align: center;">  <p>現行の景観計画と景観計画の手引き</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「伊賀らしい」良好な景観まちづくりを目指す景観計画への改定を行い、まち全体の景観の維持を計画的に保全することが可能になることは、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p>



事業名	16. 史跡上野城跡保存活用計画策定事業（新規）
事業主体	伊賀市
事業手法 (支援事業名)	史跡等保存活用計画策定事業（国補助） 史 上野城跡 史跡等保存活用計画策定 保存事業（県補助）
事業期間	令和6年度～令和8年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>史跡上野城跡は平成7年に史跡上野城跡保存管理計画、平成10年に史跡上野城跡保存整備基本計画を策定し、城代屋敷の整備など保存と活用に努めてきたが、当初計画から30年が経過し、史跡をめぐる新たな課題や保存と活用に対する考え方や価値観も変化してきた。</p> <p>史跡の保存と活用にかかる課題や時代の変化に対応し、史跡を地域の資産として保存し、活用するため、新たな保存活用計画を策定する。</p>  <p>史跡上野城跡</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>史跡上野城跡内に所在する近代建築等を含め、史跡の保存と活用を検討することは、今後の保存と活用の指針となるものであり、重点区域の維持すべき歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p>

事業名	17. 上野城跡高石垣定点測量業務（新規）
事業主体	伊賀市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	平成 26 年度～令和 17 年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>史跡上野城跡のなかでも最も価値の高い構成要素である史跡地西側の本丸高石垣は、経年によりひずみや孕みが生じている。</p> <p>高石垣は文化財的価値を維持するとともに構造物として安全な状態を保つため、ひずみ・孕みの進行状況を把握する必要がある。定点観測を実施することにより、高石垣の状況を把握する。</p>  <p>定点観測を実施する史跡上野城の高石垣</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>史跡上野城跡は、重点区域の各歴史的風致の基本となるものである。その中で最も価値を有するものの一つ高石垣の状況について把握することは、重点区域の歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p>


事業名	18. 橋梁長寿命化修繕事業 大村橋橋梁耐震・修繕工事（新規）
事業主体	伊賀市
事業手法 （支援事業名）	道路メンテナンス事業補助（国補助）
事業期間	令和7年度～令和9年度
事業位置	市域（大村神社の例大祭にみる歴史的風致区域）
事業概要	<p>「大村神社の秋の例大祭にみる歴史的風致」の範囲において、木津川に架かる大村橋が緊急輸送道路に指定されており、早急な耐震対策が必要であるため、橋梁の修繕工事と併せて耐震補強工事を実施し、橋梁の長寿命化を図る。</p>  <p>事業対象の大村橋</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>大村橋は「大村神社の秋の例大祭にみる歴史的風致」範囲に含まれる橋梁で、修繕・耐震工事は、橋梁の長寿命化を図るとともに、朱塗り欄干の手摺の修繕は、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p>


事業名	19. 橋梁長寿命化修繕事業 阿保橋（歩道橋）塗装塗替工事（新規）
事業主体	伊賀市
事業手法 （支援事業名）	道路メンテナンス事業補助（国補助）
事業期間	令和7年度～令和9年度
事業位置	市域（大村神社の例大祭にみる歴史的風致区域）
事業概要	<p>「大村神社の秋の例大祭にみる歴史的風致」の範囲において、木津川に架かる阿保橋（歩道橋）が経年劣化により塗装が剥落していることから塗装塗替を行ない、橋梁の長寿命化を図る。</p>  <p>事業対象の阿保橋</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	阿保橋（歩道橋）は「大村神社の秋の例大祭にみる歴史的風致」範囲に含まれる橋梁であり、環境に調和した塗装の塗替は、橋梁の長寿命化を図るとともに初瀬街道周辺の歴史的風致の維持・向上に寄与する。


2-4 文化財の活用と機会の提供

事業名	20. 芭蕉翁顕彰事業（新規）
事業主体	伊賀市・芭蕉翁顕彰会
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	平成 17 年度～令和 17 年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>芭蕉翁の偉業や軌跡を次世代につなぎ、俳句俳諧文化に対する市民意識の向上のため、芭蕉祭や生誕記念事業などの顕彰事業を実施し、「芭蕉翁のふるさと伊賀市」を市内外に発信する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">俳聖殿前で行われる芭蕉祭</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>芭蕉翁の生誕地として芭蕉祭をはじめ、さまざまなイベントを通じて顕彰することにより、重点区域上野城下町区域の「芭蕉翁顕彰にみる歴史的風致」の維持・向上を図る。</p>


事業名	21. 伊賀市美術博物館整備事業（新規）
事業主体	伊賀市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	令和5年度～令和12年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>芭蕉翁記念館が老朽化している現状を受け、「創造・情報発信・交流・保存継承」といった機能を併せ持つ新しい施設の建設が喫緊の課題となっている。このため、芭蕉翁の顕彰とともに、市の歴史や文化芸術に触れることができる施設を整備する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>伊賀市美術博物館 基本構想</p> <p>2024（令和6）年5月 伊賀市</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>検討委員会の様子</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">伊賀市美術博物館基本構想</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>芭蕉や歴史・文化、芸術に関する諸資料を収集・展示することにより、歴史的風致をより一層の価値づけを行い、その維持・向上に寄与する。</p>



事業名	22. 文化財説明看板設置事業（継続）
事業主体	伊賀市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	平成 28 年度～令和 17 年度
事業位置	市域
事業概要	<p>市内に所在する指定等文化財について、説明看板の新設・改修・修繕を実施する。</p>  <p>設置した案内看板</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>文化財に関する説明看板を設置することにより、歴史や文化財に関する理解を深めるとともに、その価値や魅力を広く周知することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>


事業番号	23. 宿場・街道案内板等整備事業
事業主体	伊賀市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和17年度
事業位置	市域
事業概要	<p>江戸時代の藤堂藩政下、伊賀国には畿内と東国をつなぐ街道（大和・伊賀・初瀬街道）と伊賀八宿と呼ばれる宿場町が藤堂藩により整備され、江戸時代の流通だけでなく、その後の地域発展に大きく寄与した。</p> <p>宿場町の歴史などを記した案内板を設置し、その機能や地域の歴史や文化を周知する。</p>  <p>初瀬街道阿保宿の看板</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	江戸期に整備された街道と宿場町の機能と役割を周知することにより、市民や観光客に地域の歴史と文化の魅力を伝えることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	24. 初瀬街道まつり支援事業
事業主体	初瀬街道まつり実行委員会
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	平成 17 年度～令和 17 年度
事業位置	市域（大村神社の例大祭にみる歴史的風致）
事業概要	<p>大村神社にほど近い初瀬街道阿保宿において、獅子舞・和太鼓演奏・大名行列やスタンプラリーなどが行われる初瀬街道まつりについて支援する。</p>  <p>初瀬街道まつりの様子</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	初瀬街道周辺の歴史・文化財めぐりや、民俗芸能の披露などを通して初瀬街道阿保宿や歴史的風致の維持・向上に寄与する。


事業番号	25. 上野天神祭のダンジリ行事 民俗文化財伝承・活用等事業 (活用事業) (継続)
事業主体	上野文化美術保存会
事業手法 (支援事業名)	—
事業期間	平成 16 年度～令和 17 年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>上野天神祭のダンジリ行事の普及啓発及び継承者育成のため、小学生を対象に学習会を開催し、上野天神祭についての学習やお囃子体験などを実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ダンジリ乗車体験</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>お囃子体験の様子</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>上野天神祭の歴史の学習やお囃子体験を通じて、啓発や後継者を育成することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号	26. 日本遺産「忍びの里 伊賀・甲賀」推進事業（新規）
事業主体	忍びの里伊賀・甲賀忍者協議会
事業手法 (支援事業名)	文化遺産観光拠点充実事業補助金（国補助） 忍びの里伊賀・甲賀忍者協議会負担金（伊賀市・甲賀市負担）
事業期間	令和8年度～令和17年
事業位置	市域
事業概要	<p>平成29年に認定された日本遺産「忍びの里 伊賀・甲賀」の構成文化財のサイン整備や環境整備、パンフレット作成等を通じて、日本遺産のストーリー及び構成文化財の魅力発信を行う。</p>  <p>敢国神社に設置した日本遺産の構成文化財看板</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	日本遺産の構成文化財やストーリーを発信することは、重点区域や歴史的風致区域の、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。


事業番号	27. 文化財施設維持管理・活用事業（史跡旧崇広堂・入交家住宅・赤井家住宅・旧小田小学校本館）（新規）
事業主体	伊賀市・（公財）伊賀市文化都市協会
事業手法 （支援事業名）	市単独事業
事業期間	平成 26 年度～令和 17 年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>上野城下町区域に所在する文化財施設（史跡旧崇広堂・入交家住宅・赤井家住宅・旧小田小学校本館）は、保存整備を実施して文化財を観覧できる施設として公開している。また、指定管理者により、陶芸や絵画等、芸術文化の発信の場として活用する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>崇広堂での生け花の展示</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>入交家住宅での伊賀焼・組紐の展示</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域の風致を構成する建造物である文化財施設を公開し、文化芸術の発信の場として活用することは、重点区域の歴史的風致の向上に寄与する。


事業番号	28. 伊賀上野灯りの城下町開催事業（新規）
事業主体	伊賀上野灯りの城下町実施委員会
事業手法 (支援事業名)	—
事業期間	平成 22 年度～令和 17 年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>上野城下町区域において、10 月に城下町の路地や建物を光で彩るイベントを開催する。あんどんや和傘などを使った約 1700 個の照明の点灯とともに上野天神祭のお囃子やクラシックのコンサートを行う。カフェやバーなどを巡って飲食できる「伊賀上野城下町バル」も同時開催する。</p>  <p>ライトアップされた上野天神宮</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>重点区域の風致を構成する建造物等を照らすライトアップイベントは、平素見ることができない建造物の魅力を発信する機会であり、重点区域の歴史的風致の向上に寄与する。</p>


事業番号	29. 伊賀上野・城下町のおひなさん開催事業（新規）
事業主体	伊賀上野・城下町のおひなさん実行委員会
事業手法 (支援事業名)	伊賀上野・城下町のおひなさん実行委員会経費
事業期間	平成 22 年度～令和 17 年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>2 月初旬から 3 月 3 日まで、上野城下町区域内の上野本町通り周辺の町家や商店などで新旧さまざまなひな人形の展示を実施する。登録有形文化財赤井家住宅などでは、硝子雛や伝統的工芸品の「伊賀焼」「伊賀くみひも」で作られたひな人形の展示をおこなう。また、関連した和菓子を食する機会も設定している。</p>  <p>伊賀上野・城下町のおひなさんチラシ・案内マップ</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>町家の軒先などでひな人形を展示することで、江戸時代の町家の風情を感じさせることができる。関連する催事として和菓子を食する機会の提供もあり、風致の維持及び向上に寄与している。</p>

事業番号	30. 上野城薪能開催事業（新規）
事業主体	上野城薪能実施委員会
事業手法 （支援事業名）	上野城薪能実施委員会経費
事業期間	平成 17 年度～令和 17 年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>9月初旬の中秋の名月の前後に、史跡上野城跡の特設会場にて、薪能を開催する。</p> <p>能を大成した観阿弥の生誕地である伊賀市において、市と能との関わりについて発信するとともに、日本の伝統文化に触れる機会を提供し、まちの活性化に寄与する。</p>  <p>上野公園本丸広場での 薪能の様子</p>
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	<p>史跡上野城跡の特設会場にて伝統文化に触れる催事を行うことにより、市民等が上野城下町区域の文化財の価値や魅力を再認識する機会となり、歴史的風致の維持・向上に対する意識の向上、意欲の促進に寄与する。</p>

2-5 歴史的風致を活用した観光促進・情報発信

事業名	31. 日本遺産忍びの里魅力向上及び回遊促進のための誘導サイン整備事業（新規）
事業主体	忍びの里伊賀甲賀忍者協議会
事業手法 (支援事業名)	文化資源活用事業費補助金、伊賀市
事業期間	令和8年度～令和17年度
事業位置	上野城下町区域・市域
事業概要	<p>市域に点在する日本遺産のストーリーと構成文化財にかかる説明や誘導・案内看板等を整備し、歴史的な建造物や祭礼、遺跡等の魅力向上につなげ、市民や観光客の回遊性の向上を図る。</p>  <p>構成文化財に設置されたサイン</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	日本遺産の構成文化財に係る誘導サインの整備をおこない、重点区域の上野城下町区域はじめ、「敢国神社の獅子舞にみる歴史的風致」や「春日神社長屋祭にみる歴史的風致」の歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事業名	32. 上野地内観光看板修繕事業（新規）
事業主体	伊賀市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	令和6年度～令和17年度
事業位置	上野城下町区域
事業概要	<p>重点区域の上野城下町区域において歴史的な建造物等を案内する看板等の整理や修繕を実施する。</p>  <p>伊賀鉄道上野市駅前の観光案内看板</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>重点区域の上野城下町区域において、案内看板等を整理、修繕することで、区域全体の歴史的魅力を伝えやすくなり、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p>

事業名	33. 伊賀ぶらり体験博覧会「いがぶら」開催事業（新規）
事業主体	「いがぶら」実行委員会
事業手法 (支援事業名)	「いがぶら」実行委員会経費
事業期間	平成 26 年度～令和 17 年度
事業位置	市域
事業概要	<p>伊賀市域全域で、2014 年度から地域資源を活かし魅力発信するため、さまざまなジャンルの体験プログラムを実施している。和菓子づくりや歴史的建造物での食事、陶芸体験、建築めぐりなど、歴史的風致に関連するプログラムも多く実施している。</p>  <p>「いがぶら」H・P</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>陶芸や和菓子づくり、歴史的建造物巡りなど、市内の維持・向上すべき歴史的風致に直接的にかかわるプログラムも企画されており、歴史的風致の魅力発信に寄与している。</p>

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定方針

伊賀市は県内でも最多の国・県・市の指定文化財等が存在している。歴史的建造物については調査を実施するとともに価値を有するものについては指定・登録を行い保護に努めてきた。

重点区域である上野城下町には、江戸時代以降この地域の政治・経済・文化の中心地として栄えた町並みと、そこに住む人々の生活が一体となって歴史的風致を形成している。ここでは、歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的な建造物等を「歴史的風致形成建造物」として指定して調査を進め、保存と活用に努める。上野城下町区域の歴史的風致の維持と向上を図る。

2 歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史的風致形成建造物の指定においては、所有者及び管理者の意見を尊重したうえで、歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る必要があると思われるものを対象とし、歴史的建造物として保存と活用において価値を有すると認められるもので、次のいずれかに該当するものとする。

- ◆意匠、形態、技術性が優れているもの
- ◆歴史性、地域性、希少性、復原の可能性から価値が高く、保全が必要なもの
- ◆外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持向上のために必要なもの

また、伊賀市における歴史的風致形成建造物は、下記の基準に該当する建造物を指定し、保存を図る。

- ◆文化財保護法に基づく登録有形文化財（建造物）
- ◆三重県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ◆伊賀市文化財保護条例に基づく指定文化財及び登録文化財
- ◆景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観重要建造物
- ◆重点区域内の歴史的風致の維持向上に寄与すると市長が認めた建造物

3 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

前項の基本的な考え方に基づき、歴史的風致形成建造物指定候補以下のとおりとする。

歴史的風致形成建造物候補一覧

※風 致：歴史的風致の名称

※景 観：景観重要・形成建造物の対象

※文化財：指定・登録の区分

※20 世紀：日本の 20 世紀遺産 20 選の構成要素

国登録	国の登録有形文化財（建造物）
県指定	県指定有形文化財（建造物）
市指定	市指定有形文化財（建造物）

No.	名 称 時 代 構 造 所 有	写 真	風 致	文化財 景 観 20 世紀	備 考
1	愛宕神社本殿本殿 江戸 木造 法人		上野天神祭	県指定	1 期認定
2	菅原神社楼門・鐘楼 江戸 木造 法人		上野天神祭	県指定	1 期認定
3	入交家住宅主屋・長 屋門・表屋・土蔵 江戸 木造 伊賀市		上野天神祭	県指定 20 世紀	1 期認定
4	赤井家住宅主屋・長 屋門・土蔵・茶室・ 土塀 江戸～昭和 木造 伊賀市		上野天神祭	国登録 20 世紀	1 期認定
5	中森家住宅主屋・離 れ・前蔵・蔵・門及 び土塀等 江戸～昭和 木造 個人		芭蕉翁顕彰	国登録	1 期認定

6	成瀬平馬家長屋門 江戸 木造 伊賀市		上野天神祭	市指定 景観	1期認定
7	玄蕃町長屋・屋敷門 江戸 木造 個人		芭蕉翁顕彰	未指定 景観	
8	明覚寺鐘樓門 江戸 木造 法人		上野天神祭	未指定 景観 (重要)	
9	西町集議所 江戸 木造 伊賀市		上野天神祭	市指定 20世紀	1期認定
10	筒居家住宅 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
11	田畑家住宅 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
12	筒井家住宅 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	

13	湖月堂 明治 木造 個人		和菓子	未指定 景観	1期認定
14	御菓子司おおにし 明治 木造 個人		和菓子	未指定 景観	1期認定
15	旧御菓子司田山屋 江戸 木造 個人		和菓子	未指定 景観	
16	藤岡鳳曇堂 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
17	荒木家住宅 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
18	上田家住宅 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	

19	大井家住宅 明治 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
20	濱邊家住宅 江戸 木造 個人		芭蕉翁顕彰	未指定 景観	
21	旧井本薬局 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
22	旧廣部家住宅 江戸 木造 企業		上野天神祭	未指定	1期認定
23	栄楽館南棟・東棟・ 土蔵・門及び塀 明治 木造 伊賀市		上野天神祭	国登録	1期認定
24	寺村家住宅主屋・前 蔵 江戸 木造 個人		上野天神祭	国登録 景観	1期認定

25	星家住宅 明治 木造 個人		上野天神祭	国登録 景観	1期認定
26	荒木醤油店 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
27	渡辺家住宅 江戸 木造 個人		上野天神祭	未指定 景観	
28	旧押坂製糸場長屋 門・蔵・石柱門 江戸～昭和 木造 伊賀市		上野天神祭	未指定	
29	蓑虫庵（蓑虫庵・芭蕉堂・茶室） 江戸 木造 伊賀市		芭蕉翁顕彰	県指定	1期認定
30	芭蕉翁生家 江戸 木造 伊賀市		芭蕉翁顕彰	市指定	1期認定

31	瓢竹庵 大正 木造 法人		芭蕉翁顕彰	未指定	
32	北泉家住宅主屋（旧 上野警察署庁舎） 明治 木造 個人		上野天神祭	国登録 景観	1期認定
33	旧小田小学校本館 明治 木造 伊賀市		近代建築群	県指定	1期認定
34	旧三重県第三中学校 校舎附正門 明治 木造 三重県		近代建築群	県指定 20世紀	1期認定
35	伊賀鉄道上野市駅舎 大正 木造 伊賀市		近代建築群	国登録 20世紀	1期認定
36	上野文化センター 大正 木造 個人		上野天神祭	国登録 20世紀	1期認定

37	愛閑亭 昭和 木造 伊賀市		近代建築群	未指定	
38	伊賀文化産業城 昭和 木造 法人		上野天神祭	市指定 20世紀	1期認定
39	旧上野市庁舎 昭和 RC 伊賀市		近代建築群	市指定 20世紀	1期認定
40	上野西小学校体育館・渡廊下 昭和 RC 伊賀市		近代建築群	未指定 20世紀	1期認定
41	白鳳公園レストハウス 昭和 RC 伊賀市		近代建築群	未指定 20世紀	1期認定
42	芭蕉翁記念館 昭和 RC 伊賀市		芭蕉翁顕彰	未指定	



图 28 歴史的風致形成建造物位置图

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物、重点区域内の歴史的風致の重要な構成要素であり、所有者はその歴史的風致形成建造物が存在する歴史的背景と保存の重要性を認識し、価値に基づいた維持管理を行うとともに、公開等の活用を行い、歴史的風致の維持及び向上を図る。また、歴史的建造物の維持管理に必要な修理等を行う場合は、専門家や学識経験者等に意見・助言を求め、その意匠や形態等の保存・復原に努める。

2 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

2-1 指定有形文化財（建造物）、登録有形文化財（建造物）

県・市の指定有形文化財（建造物）、国の登録有形文化財（建造物）に関しては、それぞれ対応する法令・条例に基づき、現状変更などの行為規制などがすでに実施されている。修理については、現状の維持または調査に基づく復原を基本とする。公開・活用のために必要な防災上の措置等については、建造物の価値を損なわない範囲とする。

2-2 文化財未指定の歴史的風致形成建造物

文化財の指定等がされていない歴史的風致形成建造物については、調査等を実施し価値を明らかにするとともに、必要に応じて文化財指定・登録に取り組むものとし、それぞれ対応する法令・条例等に基づく保存を図るものとする。

その他の建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、外観を対象に現状の維持または調査に基づく復原を基本とし、内部においても価値が高いものについては、所有者に対し、所有者の生活を尊重しつつも保存に対する協力を求めていく。

2-3 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出が不要な行為については、以下のとおりとする。

- ①文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

- ②三重県文化財保護条例（昭和 32 年三重県条例第 72 号）第 5 条第 1 項に基づく県指定有形文化財について、同条例第 16 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第 17 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合
- ③伊賀市文化財保護条例（平成 16 年条例 271 号）第 4 条第 1 項に基づく市指定有形文化財について、同条例第 17 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第 18 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合、
- ④景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合